ＳＳ活動通信　７月号

年間計画								
4月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	SS活動の再確認	1月	20歳未満者飲酒・喫煙防止
5月	防犯対策・特殊詐欺防止	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

徹底しましょう！「年齢確認」
お酒・たばこは二十歳（はたち）から

行動のポイント

７月は「２０歳未満喫煙防止強化月間」です

告知ＰＯＰを活用し年齢確認への協力を呼びかけましょう

◆２０歳未満者に「この店では買える」と思わせないことが重要です。
※お酒・たばこの年齢制限は成年年齢引き下げ後も２０歳のまま維持されています。

◆購入者が３０歳くらいと思われるお客さままで、必ず年齢を確認できる「顔写真付き証明書」による年齢確認を行いましょう。

◆２０歳以上と確認できない場合は毅然と販売をお断りしましょう。
相手が引き下がらない場合は複数人で対応し、１１０番通報も辞さない対応をしましょう。

※この時期は解放感から若者の気持ちも緩みがちになり一層の注意が必要です！

＜年齢確認証明書（顔写真付き）＞ ＪＦＡ統一ガイドライン　※いずれも原本のみ（コピーは不可）

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー) ◆マイナンバー通知カードは不可、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）、学生証（顔写真付き）◆学生証は公的身分証明書と認められていないが、貼付写真で本人確認できるため年齢証明書に定める

※上記証明書のデジタル版においても、デジタル版証明書に貼付の写真で本人確認ができれば販売できます。
※写真なし証明書を提示された場合は、写真付きの証明書の提示を求めることができます。
※2006年（平成18年）生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

【*SS Topics*】　「ＳＳ行政訪問」について

各店舗にご協力頂きましたＳＳアンケートの集計結果（ＳＳリポート等）をもとに、各チェーンのＳＳ活動推進委員が、都道府県庁・警察本部・国税局・財務局などの行政機関に対して、コンビニエンスストア業界の取組みを報告・アピールしています。

←確認したらサインしましょう

発行：2026年6月

ＳＳ広場